



新型コロナウイルス 感染症への取り組み

6月に開催された第2回当別町議会定例会において、新型コロナウイルス感染症に対する当別町の独自対策事業として、2億2,960万7千円の補正予算が可決されました。

新型コロナウイルス感染症で経済的に影響のあった町内事業者や子育て世帯、休校等により授業に影響のあった学校に対して、様々な支援を行います。

プレミアム付商品券

予算額 6,075万円【国の交付金対象事業】

新型コロナウイルス感染拡大による消費低迷を打開するため、全世帯を対象に町内の商品券取扱登録店で使用できるプレミアム付商品券の発行、販売等の事業を行います。

▼概要

3,500円のプレミアム付商品券を1冊1万円で販売
1世帯2冊まで購入可能
商品券の販売開始は令和2年7月29日(水)

▼実施主体・問合せ 当別町商工会 (☎ 23-2447)

スクールバス運行事業感染症対策

予算額 501万8千円【国の交付金対象事業】

スクールバス内の密を避けるため、台数の増加やピストン輸送の対応を行います。

▼問合せ 学校教育課学校教育係 (☎ 23-2689)

GIGA スクール構想の推進

予算額 1億2,852万9千円【国の補助金対象事業】

学校や家庭での学習環境の充実を図るため、小中学校の校内LAN環境や一人1台の端末を整備し、GIGAスクール構想の推進を図ります。

▼問合せ 学校教育課学校教育係 (☎ 23-2689)

当別町持続化支援金

予算額 2,031万1千円【国の交付金対象事業】

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少した事業者に対して、支援金を給付します。

▼概要

前年同月比で売上高が30%以上50%未満減少した事業者が対象

1事業者当たり10万円を給付

詳細は[今月号の4ページ](#)に掲載

▼問合せ 商工課商工係 (☎ 23-3129)

当別町子育て応援商品券

予算額 1,499万9千円【国の交付金対象事業】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯に対して、町内の商品券取扱登録店で使用できる商品券を配布します。

▼概要

平成16年4月2日生まれから令和2年5月31日生まれの子どもを養育している世帯が対象

子ども1人当たり1万円分の商品券を給付

詳細は[今月号の4ページ](#)に掲載

▼問合せ 子ども未来課子ども係 (☎ 23-3024)

特別定額給付金の申請はお済みですか？

一律10万円が給付される特別定額給付金は、5月22日から受付を開始して、6月末現在で約95%の方に支給しましたが、約400世帯の方からの申請書が未提出となっています。

受付期間は8月22日までですので、まだ申請されていない方は今一度申請書の有無を確認のうえ提出願います。なお、申請書が届いていない、または紛失している場合には、下記までご連絡ください。

▼問合せ 特別定額給付金実施本部
(☎ 27-5095)

新型コロナウイルスの影響で中止・縮小になったイベント

当別まつり とうべつ花火大会 商工会青年部野外ビアパーティー

8月13日（木）に開催を予定していた第6回とうべつ花火大会と第53回当別町商工会青年部野外ビアパーティーは中止となります。

8月14日（金）～16日（日）に当別神社で開催される当別まつりは規模を縮小し、コロナ対策を講じたうえで開催を予定しています。

第2回とうべつ商工会まつり

7月18日（土）に開催を予定していた第2回とうべつ商工会まつりは中止となります。

第12回とうべつさわやか駅伝

9月27日（日）に開催を予定していた第12回とうべつさわやか駅伝は中止となります。

第3回当別スウェーデンマラソン

10月18日（日）に開催を予定していた第3回当別スウェーデンマラソンは中止となります。

新型コロナウイルス対策で 多くの方から寄付をいただきました

●当別ロータリークラブ



町内の医療機関にフェイスシールド960個をご寄付いただきました。

●王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社



使い捨てマスク2,000枚をご寄付いただきました。

●ハヤカワ建設株式会社



町内の医療機関に使い捨てマスク2,500枚をご寄付いただきました。

●合同会社ティー・デザイン



町内の医療機関に使い捨てマスク6,000枚、防護服30着、フェイスシールド30個をご寄付いただきました。

●株式会社ニトリホールディングス
小中学校・教育委員会に使い捨てマスク300枚をご寄付いただきました。

●天理教当別分教会
社会福祉協議会に手作り布マスク100枚をご寄付いただきました。

●株式会社カズマ、有限会社ホリゾン株式会社ティーオー
教育委員会に使い捨てマスク150枚をご寄付いただきました。

●曹洞宗婦人会 九州管区一同
社会福祉協議会に手作り布マスク1,500枚をご寄付いただきました。

●当別町小学校匿名の保護者
使い捨てマスク64枚とガーゼマスクをご寄付いただきました。

新型コロナウイルスに 対する減免制度、 給付金・支援制度

当別町持続化支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した事業者へ支援金を給付します。

▼支給対象者

令和2年3月以前から事業収入を得ており、令和2年4月以降、前年同月比で売上が30%以上50%未満減少した次の法人又は事業主

- ・町内に事業所または店舗があり、かつ、本社を置いている法人
- ・令和2年1月1日時点で当別町に住民票があり、申請時点で引き続き住民票を有する個人事業主

注意

以下に該当する方は支給対象外となります。
国の持続化給付金を申請している方
不動産賃貸業、農業又は林業を営む方 等

▼支給額

1事業者あたり10万円

▼提出書類

- ①申請書及び誓約書(役場窓口に配置、町ホームページでダウンロード可能)
- ②確定申告書
- ③2019年分売上台帳等
- ④2020年分の売上減少の対象となる月の売上台帳等
- ⑤通帳の写し
- ⑥本人確認書類の写し

▼申請期限

令和3年1月15日(金)まで

▼申請書類の提出方法

郵送にて受付します。(令和3年1月15日消印有効)
郵送による提出ができない場合については、事前電話予約により窓口にて対応します。

▼問合せ 商工課商工係 (☎23 - 3129)

水道料金の減免(事業者支援)

新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている町内の事業者への支援に加え、休業明けの営業再開を応援するため、水道料金を減額します。

▼対象者

水道料金の用途が「業務用」であり、令和2年1月から6月のいずれかの月で、売上が前年同月に比べ5割以上減少した事業者(官公庁は除く)。

▼内容

水道料金(基本料金+水量料金)のうち、水量料金を令和2年6月使用分(7月請求分)から3か月間3割減額します。

▼申請方法

すでに送付している「水道料金減免についてのお知らせ」をご覧ください、必要書類を郵送等で提出ください。

詳しい申請方法など不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

▼問合せ 上下水道課業務係 (☎22 - 2411)

子育て世帯応援商品券

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている子育て世帯を応援するため、町内の商品券取扱登録店で使用できる子育て世帯応援商品券を配布します。

▼支給対象者

平成16年4月2日生まれから令和2年5月31日生まれの子どもを養育している世帯主で、5月31日時点で当別町に在住し、引き続き7月20日まで居住している方

▼配布商品券の額

子ども1人あたり1万円

▼商品券使用期間

令和2年8月1日から令和3年1月31日まで

▼配布方法

7月下旬に簡易書留郵便で配布します。

▼申請について

支給対象者が住民基本台帳で確認できる方は、申請の必要はありません。

ただし、進学やDVなどでお子さんまたは保護者の住民票が当別町にない場合は届出が必要になりますので、ご連絡ください。

▼問合せ 子ども未来課子ども係 (☎23 - 3024)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和2年の収入が一定程度減少した世帯について、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免を受けることができます。

減免を希望される場合は、申請が必要です。申請を希望される方は、必ず来庁前に電話でご相談ください。

	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料																		
担当	住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)	住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)	介護課介護保険係 (☎ 23 - 3029)																		
対象者	国民健康保険加入世帯の主たる生計維持者(納税義務者)	世帯の主たる生計維持者と同一世帯に属する後期高齢者医療保険被保険者	世帯の主たる生計維持者と同一世帯に属する介護保険第1号被保険者																		
対象期間	令和2年2月分から令和3年3月分までの保険料(保険税)																				
条件	新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合																				
減免額	全額を減免	被保険者全員の全額を減免	被保険者全員の全額を減免																		
必要書類	死亡診断書、医師の診断書、保健所から交付される措置入院の勧告書などの写し																				
	還付がある場合は、振込口座申出書および通帳など口座番号のわかるものの写し																				
条件	新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入(以下「事業収入等」とする)のいずれかが3割以上減少すると見込まれる場合																				
全てを満たすこと	減少する事業収入等の所得以外の前年所得合計額が400万円以下の場合																				
	世帯の主たる生計維持者の令和元年中の合計所得が1,000万円の以下の場合	※介護保険料では主たる生計維持者の前年合計所得の上限はありません																			
	【一部減免】 減免額 = 対象保険料(税)額 ① × 減免割合 ②																				
	① 対象保険料(税)額 = A × B ÷ C																				
	A: 世帯の国民健康保険税 B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の前年所得 C: 世帯の主たる生計維持者と被保険者全員の前年所得	A: 被保険者の後期高齢者医療保険料 B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の前年所得 C: 世帯の主たる生計維持者と被保険者全員の前年所得	A: 被保険者の介護保険料 B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の前年所得 C: 世帯の主たる生計維持者の前年所得																		
減免額	② 減免割合		② 減免割合																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>		世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得	減免割合	300万円以下	100%	400万円以下	80%	550万円以下	60%	750万円以下	40%	1,000万円以下	20%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>200万円超</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得	減免割合	200万円以下	100%	200万円超	80%
世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得	減免割合																				
300万円以下	100%																				
400万円以下	80%																				
550万円以下	60%																				
750万円以下	40%																				
1,000万円以下	20%																				
世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得	減免割合																				
200万円以下	100%																				
200万円超	80%																				
	事業所の廃止や失業の場合は前年の所得に関係なく減免割合は100%																				
	※非自発的失業軽減制度に該当する場合は減免より優先して適用します。																				
必要書類	世帯の主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の令和元年中の収入額、所得額がわかる書類(確定申告書や源泉徴収票の写しなど)		世帯の主たる生計維持者の令和元年中の収入額、所得額がわかる書類																		
	世帯の主たる生計維持者の令和2年中の収入および収入見込みに関する書類(帳簿や給与明細書の写しなど)																				
	世帯の主たる生計維持者が失業や事業を廃止した場合は、退職証明書や廃業届出証明書などの写し																				
	損害保険、休業手当など補填される金額を確認できる書類【該当がある場合】																				
	還付がある場合は、振込口座申出書および通帳など口座番号のわかるものの写し																				